

## ノンイミグランド-M (ジャーナリスト)

来館前に、必ず事前予約【VABO】[www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/](http://www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/)を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP ([www.thaiconsulate.jp](http://www.thaiconsulate.jp))をご確認下さい。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。  
(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。)

入国目的	ジャーナリストとしてタイに駐在し、就労する場合	入国回数	シングル
		ビザ有効期限	発行日から3か月
		入国後の滞在可能期間	入国日から90日
		ビザ申請料金 (現金のみ)	10,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ノンイミグランド M (ジャーナリスト) のビザを申請する場合は、必ずタイ外務省の <a href="https://mmos.mfa.go.th/">MFA Media Online Service (MMOS): https://mmos.mfa.go.th/</a> へ登録し、タイ王国大阪総領事担当官と面接を行う必要があります。面接し、タイ外務省のビザ発給許可が下りた後、ビザの申請することができます。</b></li><li>● 提出した航空券 (e チケット) または航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。</li><li>● タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。</li><li>● 一旦受理した書類は一切返却致しません。</li><li>● ビザ申請料は返金できません。</li><li>● 下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。</li><li>● タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。</li><li>● ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。</li><li>● 詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適合となります。</li></ul>		

### 必要書類

#### 1. パスポート 原本 と コピー

- 有効期限が6か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
- コピーはデータ面 (顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面) をA4サイズで取ること

## 2. 申請書 (Application For Visa) [[PDF 1](#), [PDF 2](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

## 3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

## 4. 経歴書 (Personal History) [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

## 5. ビザ発行を要請するタイ側の会社発行の招聘状 (Invitation Letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず申請者名、役職 (職種)、入国目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、タイ商務省発行の会社登記簿謄本に名前が記載されている代表者 (サイン権保有者) の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと。尚、代表者 (サイン権保有者) でなく、別の者が署名している場合は、別の者に代理として権限を委任する**委任状**も提出すること。

## 6. タイ招聘状発行の会社登記簿謄本 もしくは 駐在員事務所登記簿謄本コピー

- タイ商務省発行発行
- 発行から 6 か月以内のもの
- タイの会社 もしくは 駐在員事務所の登記簿謄本がない場合は、タイの代表者(サイン権保有者)のパスポートコピー (顔写真ページ)、滞在許可証 (Stay permit)、そして労働許可証 (Work Permit) のコピーを提出すること

## 7. ビザ発行を要請する日本側の会社発行の推薦状 (Recommendation letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 会社のレターヘッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館[Royal Thai Consulate-General, Osaka]であること
- 内容には必ず、申請者名、役職 (職種)、入国目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 社判・社印・角印のどれかが捺印されており、サイン権保有者の直筆署名 (電子署名は不可) を含むこと

## 8. 航空券 (e チケット) または 航空券予約確認書コピー

- 航空会社 もしくは 旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

## 日本国籍以外の申請者の追加書類

### 9. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

### 10. ビザ発行を要請する日本側の会社登記簿謄本 原本（以下の表に記載のある国籍のみ）

- 発行から 6 か月以内のもの

### 11. ビザ申請と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。